

## 障害福祉サービス継続支援金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス事業所等が昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても令サービスを円滑に継続することができるよう、障害福祉サービス継続支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象者)

第2条 支給対象者は、長野県内に所在する別表1に定める事業所の設置者であり、支給決定から令和9年3月31日までの間に、別表2に定める対象経費について支給金額を超える額を支出する者であること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象外とする。

- (1) 設置者が国及び地方公共団体（指定管理施設を除く）
- (2) 県税の滞納がある者
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) その他知事が適当でないとする者

### (支給金額)

第3条 支給金額は、別表2に定めるとおりとする。

### (支援金の支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、障害福祉サービス継続支援金支給申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 社会福祉施設等価格高騰対策支援金（令和4年11月14日8健福第4号）の支給対象者は、社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給申請書兼障害福祉サービス継続支援金支給申請書（様式第1号）により、本支援金と一括して申請できるものとする。

### (支援金の支給)

第5条 知事は、前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、支給を決定したときは、障害福祉サービス継続支援金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことを決定したときは、障害福祉サービス継続支援金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

### (支給決定の取消し)

第6条 知事は、支援金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

### (支援金の返還)

第7条 知事は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既

に支援金を支給しているときは、返還を命ずるものとする。

(検査及び報告等)

第8条 知事は、支援金の適切な支出のため、必要に応じて申請者又は支援金の支給を受けた者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

(支給の条件)

第9条 この支援金の支給の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 支援金の支給を受けた者は、対象経費に係る収入支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出において証拠書類を整備し、支給決定の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (2) 支援金の支給後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、障害福祉サービス継続支援金消費税仕入れ控除税額報告書（様式第4号）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに知事に報告しなければならない。また、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の規定にない事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則（令和8年4月13日8障第77号）

この要綱は、令和8年4月13日から施行する。

別表1（第2条関係）

1 対象施設 <sup>(※1)</sup>		2 対象要件
入所系	施設入所支援、共同生活援助、短期入所（併設型、単独型に限る）、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設	令和7年12月1日時点で、障害福祉サービス等の指定を受けている事業所であること（基準該当事業所を除く）
通所系	生活介護、療養介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス	
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	
相談系	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	

※1 申請日時点で休止中でなく、令和8年3月31日まで廃止していないこと。

別表2（第3条関係）

施設	支給額（1事業所あたり）
入所系	140千円
通所系	140千円
訪問系	200千円
相談系 <sup>(※1)</sup>	100千円
対象経費	<p>(1) 訪問・送迎に係る経費 燃料費、有料道路通行料等の訪問・送迎に係る移動に伴い必要となる経費</p> <p>(2) 熱中症対策に係る経費 ネッククーラー、熱中症対策ウォッチ、冷感ポンチョ、業務用スポットクーラー、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機・サーキュレーター等の購入費用</p> <p>(3) 防災対策に係る経費 飲料水・食料品等の備蓄物資、ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池、衛生用品、医療用品、簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入費用</p>

※1 一つの事業所等において、2種類以上のサービスの指定を受けている場合は、指定を受けているサービスの数にかかわらず、1事業所等あたり支給額200千円とする。